

# SMILE

今月も笑顔（スマイル）でスタート！～

7月号 Vol.19

## 今月の SMILE

### 中国の不動産事情

まいど おおきに！

日本では、中国の経済減速が報道されていますが、上海の不動産はいまだ上昇の気運さうかがわれます。中国のネットで、ここ十年間の中国の不動産価格の上昇を振り返って、次のようなコメントをしていました。

「十年前、あなたが選択したことは、不動産を買ったことだった。ところが実際に、あなたが買ったのは、不動産ではなく紙幣印刷機だった！例えば、浦東の某住宅の場合、**2006**年に買ったときは、**280**万元そして**2016**年にそれを売ったら、**2,600**万元だった！

ということは、**10**年間で**2,320**万元ふえたことになる！  
**1**年間で**232**万元(3,589万円)、**1**カ月間で**19.3**万元(299万円)、**1**日で**6,352**元(9.8万円)、**1**時間で**264**元(4.084円)、**毎秒**でいけばなんと**4.4**元(68円)ふえたことになる！これはまさに紙幣印刷機だ！！」

異常だとはおもいますが、こんな感じですから、自ずと不動産投資で得た資金の一部が、海外の不動産の購入、とくに中国人の好きなカナダ、オーストラリアへ向かったのも当然です。そうすると、これらの国の不動産価格が急騰し、当地の住民が購入できなくなる事態になり、国としてもなんとかしようとして立ち上がりました。

まずはカナダです。カナダの大手ネット報道によれば、カナダのバンクーバーでは、不動産を購入した中国人の情報を、カナダの国税局が、中国との間の税務合作協議により、中国の税務局にその情報を提供し、中国税務局はその情報をもとに、購入資金をどうやってつくったのかを調査するそうです。

次にオーストラリアでは、**7月1日**から、中国人に人気のある、シドニー、メルボルン、ブリスベン等で、中国人の不動産購入に対して特別税を課すことになりました。この特別税収入は、現地の住民が不動産税を購入する際の補助金に用いられるようです。そしてもう1つ、オーストラリアの銀行は、中国人の不動産購入には貸付を行わないことになりました。

しかし紙幣印刷機で刷られたマネーは、次に向かう先を探していて、ひょっとしたら日本の不動産に向かうかもしれません。もう向かっているのかもしれませんが……。もし日本で不動産の爆買いが起きたとしても、マスコミがただ感情的になって騒ぐだけではなく、カナダやオーストラリアのようなクールな対応をしてほしいですね。

それにしても、私も上海で不動産を買っておけばよかった トホホ。

それでは、今月も笑顔（スマイル）でスタートしましょう！



## 中国経済情報

### マクロ経済情報

#### 5月は消費者物価指数、2%上昇、工業品卸売物価指数、2.8%下落

5月は消費者物価指数、2%上昇、工業品卸売物価指数、2.8%下落、国家統計局は6月9日、5月の消費者物価指数(CPI)が前年同月比で2.0%上昇したと発表した。上昇率は4月と比べて0.3ポイント縮小した。市場予想の2.2%を下回り、過去2カ月は横ばいだった。個人消費は力強さを欠き、物価上昇率は2016年の政府目標である3.0%を下回る状態が続いている。豚肉が33.6%、生鮮野菜が6.4%それぞれ値上がりした一方、果物は7.6%、交通・通信費は2.6%それぞれ下落した。同時に発表した5月の工業品卸売物価指数(PPI)は2.8%下落した。景気減速や供給過剰を背景に51カ月連続で前年同月水準を下回ったものの、下落率は前月より0.6ポイント縮小した。石油・天然ガス採掘や石油加工などが下落した。



## 会計・税務情報

### 貨物運輸業増値税専用発票の使用停止に関する公告

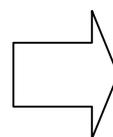
増値税発票管理を規範化し、納税者の発票使用に便宜を図るために、このたび国家税務総局は、「貨物運輸業増値税専用発票の使用停止に関する公告」(国家税務総局公告[2015] 99号)が公布されました。本公告により、2016年1月1日から、貨物運輸業の発票は従来の貨物運輸業増値税専用発票から増値税専用発票と増値税普通発票に順次切り替えとなり、移行期間が2016年1月1日から2016年6月30日までとなり、当該期間中は使用可能で、同年7月1日よりその使用が完全に停止されます。

また、本公告では貨物運輸業者が新たに増値税専用発票と増値税普通発票を発行する場合、貨物の発送地、到着地、車両の種類と番号及び運送した貨物情報などを発票の備考欄に明記するよう要求されています。もし記載内容が多くなる場合には、添付明細書の形で発行することも可能です。

よって、今後、貨物運輸業者から増値税専用発票、若しくは増値税普通発票を取得する際に、発票の備考欄に上記の関連情報が正しく記載されているかをしっかり確認する必要があります。また、2016年7月1日以降に発行された貨物運輸業増値税専用発票は、仕入税額の控除証憑としても、企業所得税の損金算入証憑としても使うことができなくなりますのでご注意ください。



貨物運輸業増値税専用発票



7月1日より使用不可

### 最低賃金を引き上げ・住宅積立金の上下限額

#### 今年七カ省(直轄市)は既に最低賃金を引き上げた

現在、全国の最低賃金基準状況、上海の最低賃金基準は **2190** 元/月、全国で最高、第 **2** 位の天津より **240** 元高い、第 **3** 位の広東省より **295** 元高い、青海の最低賃金基準は **1270** 元、全国で最低水準になっている。

上海の最低賃金基準は各地を抜いて第 **1** 位となったのは、経済の総量と関係があり、上海市 **2015** 年の **GDP** 総額 **2.49** 兆元、同じ直轄市の北京 (**2015** 年の **GDP** は **2.29** 兆元)より **0.2** 兆元高い、それに相応の最低賃金基準も北京より **470** 元高い(北京 **2015** 年の最低賃金基準 **1720** 元)。そこから、北京と上海の最低賃金基準の格差が小さくはないと見なれている。

上海は同直轄市となっている天津に比べて、その最低賃金基準の格差は北京ほど大きくはない。天津 **2015** 年の **GDP** 総額は **1.65** 兆元であり、上海は天津より **0.84** 兆元超過したが、天津 **2016** 年の最低賃金基準は **1950** 元であり、上海は天津よりわずか **240** 元を上回っただけであった。

同直轄市の重慶の最低賃金基準はもっと楽観的ではない。重慶 **2015** 年の **GDP** 総額は **1.57** 兆元、経済規模は天津に相当し、上海とのギャップは **0.92** 兆元であったが、重慶 **2016** 年の最低賃金基準はわずか **1500** 元であり、天津は重慶より **450** 元が高く、上海は重慶より **690** 元が高いことになる。

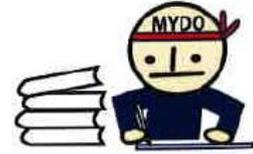
#### 上海 7 月 1 日から住宅積立金の納付基数、比率と上限と下限額

上海市住宅積立金管理センターの通達に基づいて、7 月 1 日から当市の住宅積立金の納付基数、比率及びその上限と下限額を以下の通りに修正されましたのでお知らせいたします。**貴社の人事及び財務の担当者が当該『通達』に基づき、適時に調整を行ってください。**

**2016** 年 7 月 1 日から、市職員住宅積立金の納付基数は、**2015** 年年月平均賃金に基づき、**2016** 年度住宅積立金月納付額上限は **2,494** 元とし (**5,939** 元  $\times$  **300%**  $\times$  「個人 **7%** + 企業 **7%**」)、月納付額下限は **282** 元とする (**2,020** 元  $\times$  「個人 **7%** + 企業 **7%**」) 補充住宅積立金月納付額上限は **1,782** 元 (**5,939** 元  $\times$  **300%**  $\times$  「個人 **1~5%** + 企業 **1~5%**)。

一方、関連規定に合致した場合、「住宅都市農村建設省、発展改革委員会、財務省、人民銀行より住宅積立金の納付比率を規範にし、段階的に適切に低下させることに関する通知」及び当市の関連規定(具体的な規定は別途公告)に従って、住宅積立金納付比率の低下或は納付猶予を申請することができます。





### 業績評価が著しく悪い従業員の労働契約の解除について

#### 案件の紹介

本件の原告である李氏は、**2012年4月**にA社に入社した。A社と李氏双方は、**2012年4月24日**から**2015年4月23日**までの労働契約を締結した。

A社には業績評価制度があり、それによれば、年度内に評価結果が**3回**にわたり、**E**(Eランクは最低ランクである)を付けられた社員に対して、減給、また、成績が甚だしく悪い場合には労働契約解除ということが規定されている。

A社の業績評価制度により、李氏の**2012年**の業績評価は、**E**ランクの結果が**5回**出て、かつ配置したポジションの要求には満たせないと判断し、A社は、**2013年2月9日**付けで、李氏に『労働契約解除通知書』を発行した。

**2013年3月**、李氏はA社に対して、労働仲裁を申請し、労働関係の違法解除につき、賠償金を要求した。

#### 案件審理の結果

労働仲裁裁定は、A社からの李氏に対する労働関係の解除に違法があったとして、賠償金要求を支持した。A社はこの判決結果を不服とし、第一審裁判所宛に起訴した。第一審裁判所はA社に対して、違法労働関係解除の賠償金を支払うことの判決を命じた。A社は、当該第一審判決結果を不服として上訴した。第二審裁判所は、当該上訴を却下し、原審を支持した。

#### 案件の分析

##### 1. 業績評価制度は民主的な手順により制定されること

使用者は、労働者に対して管理する権利を有する。但し同時に、管理権の使用にあたっては、労働者の合法的な権益を侵害してはならないことになっている。

労働契約法第4条により、使用者は、民主的な手順で合理的な業績評価制度を制定することによって労働者に管理権を実施し、労働者と業績評価の方法及び措置を協議することができる。

民主的な手順を経ず、労働者との協議が達成しなかった場合には、使用者側が業績評価を実施し、かつ最低ランクの評価を受けた者を切り捨てる、という措置は法律違反にあたる。

##### 2. 業績評価制度は労働契約法の強制的な規定に違反する場合には無効である

『中華人民共和国労働契約法』により、契約解除のやり方には、双方協議での解除、労働者側からの一方的な解除、及び使用者側からの一方的な解除、という三つの方法がある。従って、業績評価制度により、使用者による労働者との一方的な労働契約解除をするには、労働契約法の第39条及び第40条の規定に満たしていなければならない。そうでないと、労働契約法強制規定に違反することになり、当該労働契約の解除は無効と見なされる。

かつ最下位評価が、業務に不適任であることは、イコールではない。本件の場合、A社は李氏が、業務に不適任という理由で李氏との労働契約を解除した。しかし、A社は李氏が会社の年度業績指標に達成したことを認め、かつ李氏に業績賃金を追給するという事実があり、この事実からは、李氏が業務に適任であることが証明できる。よって、A社の一方的な労働契約解除は違法行為である。

##### 3. 労働契約の解除は法定手順に従って行わなければならない

仮に、李氏の行為が、労働契約法の第40条第二項に適用できると仮定し、すなわち「労働者が業務に不適任であり、研修又は勤務部署の調整を経ても依然として業務に不適任である場合」をもって、A社が一方的に労働契約を解除するにしても、法定な手順に従って行う必要があり、でなければ違法と見なされる。

本件においては、A社は、李氏が**2回**にわたり業務に不適任であることを証明しなければならず、かつ李氏に対して研修又はポジションの調整を行ったことを証明しなければならない。また、これらを理由として契約解除を求めるにしても、**30日**前に、李氏本人に書面による通知を発行し、かつ李氏に1ヶ月の給料を別途支払うべきである。



情報提供:北京市君澤君(上海)法律事務所

### カリスマの引退

#### 1. 政治の世界では……

政治の世界では、投票の秘密が守られなければ民主的とは言えないでしょう。なぜなら、時の権力者は選挙民の投票行動に何らかの影響を及ぼしたり、意に沿わない投票に対して報復したりすることが考えられるからです(先進国では考えにくいですが、新興国ではありえる話です)。

したがって、秘密投票は「自由な投票」を保証するために必要なものとして正当化され、民主主義の基盤ともいえます(日本国憲法は 15 条 4 項でこれを規定)。

#### 2. 企業の世界では……

企業の取締役会の採決は、「挙手により行う」ものだと私は思い込んでいましたが、実際には、会社法は取締役会の採決の方法には何ら規定していません。したがって、無記名の秘密投票も容認されます。ちなみに、セブン&アイ・グループ(以下、「セブン&アイ」)で大きな関心を集めた重要子会社(セブン・イレブン)の社長人事に関する取締役会決議は、無記名での秘密投票だったと報道されています。

#### 3. 秘密投票で行われる取締役決議

まず前提として、これほど大きな会社ですから、株主は取締役に経営を任せています。取締役は、それぞれ株主総会で選任される際に、自らの経歴を株主総会招集通知書に記載し、取締役としての適格性を株主に判断してもらいます。株主側からすると、「どういう人か?」「どういった経営をするのか?」は、取締役の選任に関する唯一ともいえる基礎情報になります。したがって、取締役会での議論や投票行動は、株主にとって重要な情報になるはずですが、取締役会決議が秘密投票で行われるのならば、取締役の任務遂行に関する情報がわからなくなってしまうのではないかと、というのが私の疑問です。皆さん、いかがお感じでしょうか?

#### 4. カリスマ経営者の引退のタイミング

そもそもの始まりは、「鈴木会長は息子を後継社長にしようとしている」という疑念を周囲(例えば、創業者である伊藤名誉会長、「物言う株主」であるサードポイント、今回の投票で反対票を投じた取締役、セブン&アイの社員)が持っていたことです。本件について様々な報道や見解がなされていますが、「カリスマ経営者である鈴木会長は、今回、退任するべきではなかった」というのが私の考えです。その理由は次の通りです。

- ◎ 今回の退任により、疑念が確信に変わってしまった。つまり、鈴木会長の人事案が否決されても経営を続けたほうが、その実績にふさわしい花道を飾れた
- ◎ 本当に息子を後継者にしたかったのならば、息子が実績を出すまで待ち続けるべきだったのではないかと(世襲がいいかどうか? の判断は、ここでは触れないことにします)
- ◎ このような騒動でも起こらない限り、退任のタイミングが見つけれなかったというのが本音なのかもしれません

今回のセブン&アイの「お家騒動」は、昨年の大塚家具と同じく、しばらくは転換点として語られることになるでしょう。みなさんはどう考えられましたか?

(情報提供: 税理士法人コーポレート・アドバイザーズ)

お問い合わせは  
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200030 上海市徐匯区虹橋路1号 港匯中心1座 2807

T E L: +86-21-6407-0228 F A X :+86-21-6407-0185

E-mail: [info@shmydo.com](mailto:info@shmydo.com)

URL: <http://shmydo.jp/>